

## 1. 目次

- 【1】 期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます（特許庁）
- 【2】 【PCT】 令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復（「故意ではない」基準）について（特許庁）
- 【3】 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について（特許庁）
- 【4】 令和5年度 Go-Tech 事業（旧サポイン事業）の公募が始まりました！（中国経済産業局）

## イベント情報

- 【5】 「海外ビジネスにおける知的財産リスクと対策」～中国・アセアンへの製品輸出における知財上の留意点～オンラインセミナー開催について（INPIT 鳥取県知財総合支援窓口）
- 【6】 「令和4年度新市場創造型標準化制度セミナー」を開催します（九州経済産業局）
- 【7】 令和4年度 Dcraft デザイン経営リーダーズゼミ in 北海道 成果報告会を開催します ～北海道の中小企業がデザイン経営を実践～（北海道経済産業局）

## 知財コラム

- 【8】 【知財コラム】 パテントGO！  
「特許・商標等の出願状況について」  
日本弁理士会中国会 弁理士 河野 元

## 2. 内容

- 【1】 期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます（特許庁）

令和5年4月1日付でその一部が施行される、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）により、期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと（以下、「故意でない基準」という。）」に緩和されるとともに、回復手数料の納付が必要になります。

「故意でない基準」による救済対象手続は、「正当な理由があること」による救済対象手続と同一です。

なお、施行日である令和5年4月1日以降に手続期間を徒過した手続が「故意でない基準」の対象となります。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)

-----  
【2】【PCT】令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復（「故意ではない」基準）について（特許庁）  
-----

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（改正のための手続中）により、令和5年4月1日以降に優先権主張の基礎となる出願の日から12月を徒過した国際出願について、優先権の回復請求を受理官庁である日本国特許庁に提出する場合、優先権の回復制度の要件を「相当な注意」基準から「故意ではない」基準に緩和することを予定しております。なお、優先期間を徒過した日が令和5年3月31日以前の場合における優先権の回復については、従前どおり「相当な注意」基準が適用されます。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken\\_kai\\_fuku.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kai_fuku.html)

-----  
【3】原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について（特許庁）  
-----

分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求にあわせて出願されたものについては、原出願の前置審査又は審判の結果を踏まえて当該分割出願の審査をする方が便宜である場合があります。また、出願人にとって、原出願の拒絶査定不服審判の結果を踏まえて分割出願の対応を検討できることは、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながると期待されます。

そこで、令和5年4月から、一部の分割出願のうち出願人又は代理人から申請がされた案件について、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始します。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan\\_chushi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html)

-----  
【4】令和5年度 Go-Tech 事業（旧サポイン事業）の公募が始まりました！  
（中国経済産業局）  
-----

令和5年2月22日（水）より、令和5年度 Go-Tech 事業（正式名称：成長型中小企業等研究開発支援事業）（旧サポイン事業）の公募が開始されました。

【公募期間】2/22(水)～4/20(木) 【公募締切】4/20(木) 17時

【概要】※詳細は公募要領を参照

1. 補助事業期間：2年度又は3年度
2. 補助率
  - (1) 中小企業者等(補助率：2/3以内)
  - (2) 大学・公設試等(補助率：定額)

※ 大学・公設試等が事業管理機関として共同体に参加している場合に限り定額(ただし、補助率 2/3 が適用される場合がある)

### 3. 補助金額(上限額)

(1) 通常枠：単年度あたり 4,500 万円以下、2 年間合計で 7,500 万円以下、3 年間合計で 9,750 万円以下

(2) 出資獲得枠：単年度あたり 1 億円以下、2 年間合計で 2 億円以下、3 年間合計で 3 億円以下

#### 【採択想定件数】

通常枠：120 件程度

出資獲得枠：5~10 件程度(予定)

※あくまで見込みであり予告無く変更することがある。

#### 【本件に関するお問い合わせ】

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課

電話：082-224-5680

Mail: bz1-cgk-renkei@meti.go.jp

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2023/230222kobo.html>

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

-----  
【5】「海外ビジネスにおける知的財産リスクと対策」～中国・アセアンへの製品輸出における知財上の留意点～オンラインセミナー開催について  
(INPIT 鳥取県知財総合支援窓口)  
-----

近年では、新たなビジネスチャンス獲得のため、海外進出を計画されている企業も多い中、特に、中国・アセアンへの製品輸出においては様々な知財リスクが顕在化しており、ブランドや商標戦略を十分に検討しておく必要があります。本セミナーでは、ビジネス的な見地から実践的な話を交え、知財リスクに対抗するためのブランドや商標戦略等を分かりやすくご説明いたします。

【開催日時】 3/10(金) 13:30~15:30 【申込締切】 3/3(金)

【開催方法】 オンライン(使用ツール: Zoom)

【講師】 INPIT 海外知的財産プロデューサー 井上 尚幸 氏

【参加費】 無料

【定員】 30 名

【申込方法】

(1) 申込専用フォーム(フォームメーカー)

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/5094e2f6769575>

(2) 参加申込書をご記入の上、メールまたはFAXで送信してください

【お問い合わせ・申込先】 INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

TEL:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674

E-mail:torimado@toriton.or.jp

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/news/cat1624/post\\_90.html](https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/news/cat1624/post_90.html)

-----  
【6】「令和4年度新市場創造型標準化制度セミナー」を開催します

(九州経済産業局、一般財団法人日本規格協会)

-----  
新市場創造型標準化制度は、先端技術・サービスを保有する企業やニッチな分野で魅力的な製品を作る中小企業が、新市場の創造や産業競争力を高めるための“自社技術の標準化”を後押しする制度です。

本セミナーでは、本制度の概要を説明するとともに、実際に活用した企業等による自社製品の売上・市場拡大に対する取組事例をご紹介します。

【日 時】 3/8(水) 13:30~15:15 【申込締切】 3/6(月) 17時

【場 所】 オンライン開催 (Microsoft Teams)

【参加費】 無料

【問合せ先】 九州経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

TEL : 092-482-5464 FAX : 092-482-5392

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.kyushu.meti.go.jp/event/2302/230215\\_1.html](https://www.kyushu.meti.go.jp/event/2302/230215_1.html)

▽新市場創造型標準化制度について (経済産業省ホームページより) ▽

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/shinshijo/index.html>

-----  
【7】 令和4年度 Dcraft デザイン経営リーダーズゼミ in 北海道 成果報告会

を開催します ~北海道の中小企業がデザイン経営を実践~

(北海道経済産業局)

-----  
経済産業省北海道経済産業局では、デザイン経営の実践に意欲のある道内の中小企業2社に対し、デザイン経営の導入に必要な基礎知識を学ぶワークショップおよびデザイナーを中心とした支援チームによるハンズオン支援を実施しています。デザイン経営の導入事例を紹介することで企業経営のヒントとしていただくため、今年度の取組の成果報告会を開催します。

【開催日時】 3/7(火) 14:00~16:00 【申込締切】 3/3(金) 12:00

【場 所】 余市エコビレッジ 学び舎 (余市郡余市町登町 1863)

【配信方法】 YouTube Live



